

平成 31 年度ひとにやさしいまちづくりの主な取組（案）について

ひとにやさしいまちづくりの推進にあたり、以下の事業を実施する予定です。

1 ひとにやさしいまちづくりセミナーの開催

平成 31 年度も引き続き、セミナーを開催し、ユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を行い、ひとにやさしいまちづくりを推進します。（2回の開催を予定）

2 ひとにやさしい駐車場利用証制度の普及等

引き続き制度の周知等に努め、制度が適切に運営されるよう取組を進めます。

なお、平成 31 年度は制度開始後 10 年目となり、年度末には制度開始当初に交付した方々の 2 回目の一斉に更新の時期を迎えることから、更新手続き等について利用者に周知し、利用証の適正な交付を行います。

【ひとにやさしい駐車場利用証制度】

障がい者用駐車場（車いす使用者用駐車施設）の適正利用を促進するため、県と施設管理者が協定を締結し、利用対象者に対して利用証を交付するもの

3 いわてユニバーサルデザイン電子マップの充実

引き続きバリアフリー施設等の情報発信を行うとともに、掲載施設の増加を図り、利用者の利便性の向上に努めます。

【ユニバーサルデザイン電子マップ】

県内公共的施設のバリアフリー設備等の情報を公共的施設管理者や県民等から提供してもらい、県で編集の上、県ホームページで地図情報として公開しているもの

4 ひとにやさしいまちづくり推進資金（融資制度）の利用促進

近年利用実績がないところであるが、観光・宿泊施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン改修等の促進を図るため、宿泊施設、観光関係等に的を絞った周知を図るほか、取扱い金融機関に対して改めて制度の利用が進むよう働きかけを行います。

【ひとにやさしいまちづくり推進資金】

店舗や施設などのバリアフリー整備に必要な資金を低利で融資するもの

5 県が新築・新設する特定公共的施設の意見聴取会の開催

平成 31 年度以降実施する県営建設工事の実施状況に応じて、意見聴取会を開催します。

【県が新築・新設する特定公共的施設の意見聴取会】

県が新設する特定公共的施設のうち、該当するものについて障がいのある方、高齢者の方、子育て中の方などから意見を聴取する機会を設けるもの。

6 ヘルプマークの作成・配付

平成 29 年に JIS 規格となったヘルプマークについて、県において作成・配布に向けた検討を進めます。

【ヘルプマーク】

東京都が、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など「援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるよう」周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるために作成したもの。

平成 29 年 7 月に「援助や配慮を必要としている方が、身に付けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる表示」として JIS 規格に追加。